

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月9日
【会社名】	株式会社ビューティガレッジ
【英訳名】	BEAUTY GARAGE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 野村 秀輝
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号
【電話番号】	03 - 5752 - 3897
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号
【電話番号】	03 - 5752 - 3897
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理グループ統括責任者 伊藤 雅之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 236,100円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 163,932,100円

(注) 1 . 本募集は平成26年6月9日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。

(注) 2 . 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	787個(新株予約権1個につき100株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	236,100円
発行価格	新株予約権1個につき300円(新株予約権の目的である株式1株当たり3円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	自 平成26年6月25日 至 平成26年7月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ビューティガレッジ [経営管理グループ] 東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号
払込期日	平成26年7月18日
割当日	平成26年7月16日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 西新宿支店

- (注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成26年6月9日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員	27名	787個
合計	27名	787個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	78,700株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,080円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	163,696,000円 （注）ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年8月1日から平成31年7月15日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ビューティガレッジ [経営管理グループ] [東京都世田谷区桜新町一丁目34番25号] 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 西新宿支店

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、平成27年4月期乃至平成29年4月期の経常利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。</p> <p>(a) 平成27年4月期または平成28年4月期の経常利益が470百万円を超過している場合 行使可能割合: 50%</p> <p>(b) 平成29年4月期の経常利益が700百万円を超過している場合 行使可能割合: 100%</p> <p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 新株予約権者が、当社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、新株予約権を行使することができない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については再編対象会社の条件に準じて決定する</p>
--------------------------	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名または名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
163,932,100	2,800,000	161,132,100

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(236,100円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(163,696,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第11期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．最近の業績の概要について

平成26年6月9日開催の取締役会において決議された第12期連結会計年度（自平成25年5月1日 至平成26年4月30日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	562,029	551,261
受取手形及び売掛金	392,458	436,759
商品	678,618	805,551
仕掛品	12,240	8,535
繰延税金資産	27,775	24,786
前渡金	165,539	185,948
その他	47,435	44,341
貸倒引当金	9,522	6,364
流動資産合計	1,876,575	2,050,820
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	25,275	57,432
車両運搬具（純額）	2,604	1,803
工具器具備品（純額）	11,842	10,251
有形固定資産合計	39,722	69,487
無形固定資産		
のれん	2,648	529
ソフトウェア	34,071	40,079
その他	116	116
無形固定資産合計	36,836	40,725
投資その他の資産		
投資有価証券	1,540	40
繰延税金資産	17,323	18,373
敷金保証金	96,930	87,498
その他	16,282	26,131
貸倒引当金	1,540	-
投資その他の資産合計	130,536	132,044
固定資産合計	207,095	242,258
資産合計	2,083,670	2,293,078

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	339,321	411,500
1年内返済予定の長期借入金	61,720	60,208
1年内償還予定の社債	10,000	-
未払金	125,562	116,135
未払法人税等	87,178	52,465
前受金	99,224	100,108
賞与引当金	20,675	23,880
製品保証引当金	10,630	9,792
受注損失引当金	21	350
資産除去債務	4,969	-
その他	111,338	115,979

流動負債合計	870,642	890,420
固定負債		
長期借入金	50,560	69,352
繰延税金負債	1	176
ポイント引当金	23,839	27,705
資産除去債務	9,673	23,945
その他	12,255	15,187
固定負債合計	96,329	136,366
負債合計	966,971	1,026,786
純資産の部		
株主資本		
資本金	262,320	262,320
資本剰余金	213,587	213,587
利益剰余金	640,792	789,621
株主資本合計	1,116,699	1,265,528
少数株主持分	-	763
純資産合計	1,116,699	1,266,291
負債純資産合計	2,083,670	2,293,078

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成24年5月1日 至平成25年4月30日)	当連結会計年度 (自平成25年5月1日 至平成26年4月30日)
売上高	5,288,558	6,457,585
売上原価	3,376,347	4,302,493
売上総利益	1,912,210	2,155,092
販売費及び一般管理費	1,599,688	1,851,842
営業利益	312,521	303,249
営業外収益		
受取利息及び配当金	144	140
破損商品等弁償金	1,608	1,938
為替差益	27,693	-
債務免除益	-	916
受取手数料	442	527
その他	2,591	1,588
営業外収益合計	32,480	5,110
営業外費用		
支払利息	1,460	1,712
株式交付費	5,056	-
株式公開費用	4,800	-
為替差損	-	9,228
投資有価証券評価損	-	1,500
その他	285	555
営業外費用合計	11,602	12,996
経常利益	333,398	295,362
特別利益		
固定資産売却益	82	95
持分変動利益	-	879
特別利益合計	82	974
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	763	-
本社移転費用	-	4,300
特別損失合計	763	4,300
税金等調整前当期純利益	332,718	292,037
法人税、住民税及び事業税	146,847	117,812
法人税等調整額	4,755	2,113
法人税等合計	142,091	119,925
少数株主損益調整前当期純利益	190,626	172,111
少数株主損失()	-	357
当期純利益	190,626	172,469

連結包括利益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	190,626	172,111
包括利益	190,626	172,111
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	190,626	172,469
少数株主に係る包括利益	-	357

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	138,400	89,667	450,166	678,233	678,233
当期変動額					
新株の発行	123,920	123,920		247,840	247,840
当期純利益			190,626	190,626	190,626
当期変動額合計	123,920	123,920	190,626	438,466	438,466
当期末残高	262,320	213,587	640,792	1,116,699	1,116,699

当連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	262,320	213,587	640,792	1,116,699		1,116,699
当期変動額						
剰余金の配当			23,640	23,640		23,640
当期純利益			172,469	172,469		172,469
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					763	763
当期変動額合計			148,829	148,829	763	149,592
当期末残高	262,320	213,587	789,621	1,265,528	763	1,266,291

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	332,718	292,037
減価償却費	27,696	36,385
のれん償却額	2,118	2,118
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,131	4,697
ポイント引当金の増減額(は減少)	694	3,866
製品保証引当金の増減額(は減少)	2,619	838
その他の引当金の増減額(は減少)	3,105	3,533
受取利息及び受取配当金	144	140
支払利息	1,460	1,712
株式交付費	5,056	-
株式公開費用	4,800	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	1,500
有形固定資産除売却損益(は益)	680	94
持分変動損益(は益)	-	879
売上債権の増減額(は増加)	62,737	44,301
たな卸資産の増減額(は増加)	99,156	123,227
仕入債務の増減額(は減少)	67,055	77,617
未払金の増減額(は減少)	9,592	11,426
前受金の増減額(は減少)	22,813	883
その他	114,622	29,953
小計	197,379	204,096
利息及び配当金の受取額	124	160
利息及び保証料の支払額	1,460	1,761
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	153,462	152,140
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,581	50,356
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,440	2,280
定期預金の払戻による収入	2,400	5,400
有形固定資産の取得による支出	22,959	47,181
有形固定資産の売却による収入	82	134
無形固定資産の取得による支出	26,946	14,525
敷金保証金の差入による支出	52,100	2,240
敷金保証金の回収による収入	-	11,671
資産除去債務の履行による支出	-	2,720
その他	1,067	1,067
投資活動によるキャッシュ・フロー	104,029	52,808

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	70,000	-
長期借入れによる収入	140,000	100,000
長期借入金の返済による支出	92,520	82,720
社債の償還による支出	20,000	10,000
株式の発行による収入	242,783	-
配当金の支払額	-	23,510
少数株主からの払込みによる収入	-	2,000
株式公開費用の支出	4,800	-

財務活動によるキャッシュ・フロー	195,463	14,230
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,293	11,315
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	141,308	5,368
現金及び現金同等物の期首残高	415,321	556,629
現金及び現金同等物の期末残高	556,629	551,261

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,034千円は、「受取手数料」442千円、「その他」2,591千円として組み替えております。

(追加情報)

(法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品・サービス別のセグメントから構成されており、「物販事業」、「店舗設計事業」及び「その他周辺ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「物販事業」は、理美容室やエステティックサロン・ネイルサロン等の各種ビューティサロンで使用する理美容機器・化粧品等の仕入、販売を行っております。「店舗設計事業」は、店舗の内装工事等に関する設計・施工・監理を行っております。「その他周辺ソリューション事業」は、理美容室やビューティサロンに対する不動産仲介・開業支援・ITサポート・保険事業等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	物販事業	店舗設計事業	その他周辺ソ リューション 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,022,539	1,048,077	217,941	5,288,558		5,288,558
セグメント間の内部 売上高又は振替高	22,614	54,265	15,013	91,893	91,893	
計	4,045,153	1,102,343	232,954	5,380,451	91,893	5,288,558
セグメント利益	405,398	46,826	12,190	464,414	151,893	312,521
セグメント資産	1,310,654	326,549	49,928	1,687,132	396,538	2,083,670
その他の項目						
減価償却費	19,672	4,776	3,643	28,092	396	27,696
のれんの償却額			2,118	2,118		2,118
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	44,900	3,535	13,695	62,131	1,192	60,938

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 151,893千円には、セグメント間取引消去11,600千円、未実現利益の調整額 1,651千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 161,842千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額396,538千円には、セグメント間取引消去 59,577千円、未実現利益の調整額 1,685千円、各報告セグメントに配分していない全社資産457,801千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余剰運用資金(現金及び預金)及び管理部門にかかる資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額 396千円には、未実現利益の調整額 439千円、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費43千円が含まれております。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 1,192千円には、未実現利益の調整額 1,761千円、各報告セグメントに配分していない全社資産569千円が含まれております。全社資産は、当社の管理部門にかかる資産であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	物販事業	店舗設計事業	その他周辺ソ リューション 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,921,521	1,270,326	265,737	6,457,585		6,457,585
セグメント間の内部 売上高又は振替高	321,198	64,843	2,702	99,743	99,743	
計	4,953,719	1,335,169	268,439	6,557,329	99,743	6,457,585
セグメント利益	410,366	51,212	14,870	476,448	173,199	303,249
セグメント資産	1,530,433	382,783	67,272	1,980,489	312,589	2,293,078
その他の項目						
減価償却費	28,071	4,066	4,609	36,747	362	36,385
のれんの償却額			2,118	2,118		2,118
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	47,045	5,963	12,775	65,784	633	65,150

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 173,199千円には、セグメント間取引消去12,799千円、未実現利益の調整額 963千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 185,035千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額312,589千円には、セグメント間取引消去 79,835千円、未実現利益の調整額 1,443千円、各報告セグメントに配分していない全社資産393,868千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余剰運用資金(現金及び預金)及び管理部門にかかる資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額 362千円には、未実現利益の調整額 492千円、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費130千円が含まれております。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 633千円は、未実現利益の調整額 633千円であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(関連情報)

前連結会計年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)

(単位：千円)

	物販事業	店舗設計事業	その他周辺ソリューション事業	全社・消去	合計
当期償却額			2,118		2,118
当期末残高			2,648		2,648

当連結会計年度(自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)

(単位：千円)

	物販事業	店舗設計事業	その他周辺ソリューション事業	全社・消去	合計
当期償却額			2,118		2,118
当期末残高			529		529

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)
1株当たり純資産額	944.75 円	1,071.31 円
1株当たり当期純利益金額	176.26 円	145.91 円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	173.74 円	144.96 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5月 1日 至 平成26年 4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	190,626	172,469
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	190,626	172,469
普通株式の期中平均株式数(株)	1,081,501	1,182,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	15,670	7,794
(うち新株予約権(株))	(15,670)	(7,794)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成25年 4月30日)	当連結会計年度 (平成26年 4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,116,699	1,266,291
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,116,699	1,266,291
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	1,182,000	1,182,000

3. 当社は、平成24年10月2日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

当社は、平成26年6月9日付当社取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して、有償で新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の発行目的

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して、有償で新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

新株予約権の数	: 787個
発行価額	: 新株予約権 1 個につき300円
申込期日	: 平成26年7月11日
新株予約権の割当日	: 平成26年7月16日
払込期日	: 平成26年7月18日

(3) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である

株式の種類及び数	: 普通株式78,700株(新株予約権 1 個につき100株)
行使価額	: 1 株当たり2,080円
発行総額	: 163,932,100円

(4) 行使期間 : 平成27年8月1日から平成31年7月15日まで

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 行使条件

新株予約権者は、平成27年4月期乃至平成29年4月期の経常利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

(a) 平成27年4月期または平成28年4月期の経常利益が470百万円を超過している場合

行使可能割合: 50%

(b) 平成29年4月期の経常利益が700百万円を超過している場合

行使可能割合: 100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者が、当社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、新株予約権を行使することができない。

(7) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成24年5月1日	平成25年7月29日
	(第11期)	至	平成25年4月30日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自	平成25年11月1日	平成26年3月14日
	(第12期第3四半期)	至	平成26年1月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 7月26日

株式会社 ビューティガレッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島國和

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビューティガレッジの平成24年5月1日から平成25年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティガレッジ及び連結子会社の平成25年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビューティガレッジの平成25年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ビューティガレッジが平成25年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年7月26日

株式会社 ビューティガレッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島國和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビューティガレッジの平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティガレッジの平成25年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年3月13日

株式会社 ビューティガレッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島國和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビューティガレッジの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年5月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビューティガレッジ及び連結子会社の平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。